

長野県地球温暖化対策条例（仮称）要綱説明会議事録

日 時 平成17年11月26日(土)
午後2:00～午後4:00

場 所 岡谷市 イルプラザ
3階第7研修室

事務局

（あいさつ 条例要綱についての説明）

それでは、続きまして、質疑応答に入らせていただきますが、質疑につきましては、申し訳ございませんが、挙手をしていただいて、担当の者がマイクをお持ちしますので、マイクを通して質疑の方をお願いしたいと思います。応答につきましては、先ほどご紹介いたしました4名の委員さんと事務局の方で対応いたしたいと思います。

それでは、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

県 民

地球温暖化防止推進員の と申します。

先般、この前の1番ということで出されたんですけど、非常に細かいというか、具体的なところなんですけれども、自動車交通で、従業員の通勤、自己所有自動車、マイカー抑制という形で努力義務という形になってはいますが、前のやつは、従業員のマイカー通勤に伴う温室効果ガスの排出抑制状況、抑制計画、実績報告書の作成、提出、公表という形になってはいたんですけど、より具体的な形ではあると思うんですけど、とはいっても努力義務であるということで、あまりすっきりしないということで、そういうことで、以前の、前の、まずは事業者がやはりかなり義務というんですか、そういったことをしていかないとなかなかマイカーの関連は、ではないかと、そうはいってもいろいろな事情があるかというように思います。

従って、自分たちのその事業主はこういうことをやっていくんだと、車、マイカー通勤を減らすのもよろしいですし、あるいは、その日に車を設けるとか、月に一遍何とかとか、あるいは、具体的に大きな車を小さくしていきなさいとか、ゆくゆくは。そんなようなこととか、そういうちょっと幅広い形でいろんな要求がされるんじゃないかというように思って、私はこの前の内容というんですか、これがよくて、それをある程度義務付ける。

それで、6%にするのか、15%にするのか、ありますけれども、いきなりマイカー通勤の抑制という形をやって、それはきつくやると、義務付けであれば、私も努力義務というのが一体どんなレベルなのかというのがありまして、ある面そういう形で、これから2010年といってもないわけなんですけども、いったん という、これは将来的な形にもなりますので、いろんな形、そうすれば、いろんな内容、行政の方へ、県の方へお願いするとかということもいろいろ出てくるんだろうと思うんですけど、考えさせるということも必要じゃないかなと思うんですけども。

高木委員長

高木でございます。どうもありがとうございます。

全くおっしゃるとおりだというふうに私たちは考えて、前回までそのことは

割合ははっきりと書いてあったわけです。ただあちこちでの説明会をしていますと、やはり長野県内のすべての場所が、例えば都市部のような交通の便利なところなわけではないと。場所によっては、そんなことは絵に描いた餅であって、そんなことを書いても意味がないんだというような意見がかなり出たということもあります。それで、結局、今回は25番のような書き方になっています。

ただ、当然地域によっては、例えば岡谷、もちろん長野県はどこに行っても、全くフラットなところというのはほとんどあり得ないわけですから、それぞれ自転車ということも、これはフラットじゃないのに無理だという意見も出てくるんですが、場所によっては従業員が比較的フラットなエリアに多く住んでいて、自転車も使えるという会社もあるでしょうし、使えないという会社もあるでしょうし、公共交通が使えるという会社もあるし、使えないという会社もある。

そういうような会社によって、場所によって違う状況というのを勘案していただいて、事業者の方に、一定規模以上の事業者の方は温室効果ガスの排出を削減する計画を立てなければならぬので、その中にマイカー通勤という項目を入れていただいて、つまり会社の本体の事業、工場を経営するというようなところで、例えば、重油を燃やすというようなところでは、もう削減、これ以上進まないという会社もいっぱいあるわけですね。そういったところに対して、じゃ、1つの方法として、マイカー通勤にちょっと目を向けて見たらいかがですかというようなことを相談をして、それだったら、ここではいけるかもしれないというような計画を立てていただくような方法だと、事情はある程度入った形、地域や会社の事情が入った状態でできるのではないかとということで、表現としては、私も一歩後退しているような印象はちょっと残念なんですけど、何とかここで実効性が確保できないかなということ、県の職員の方ともお話ししているところです。

ですから、やはりそれでは駄目で、もっとはっきりと分かるように入れるという意見がもし皆さんの中から強く出れば、もう一度また戻すということも考えられるし、やっぱりその辺はこの意見交換を通じて進めざるを得ないのかなというふうなことで、私の考え方です。

県 民

今、高木委員長も言われましたように、いろんな地域性があるものですから、それから会社の規模とかいろいろありますので、みんなで考えていただくと、そういう考え方なんです。それで、さっき言った6%がいいのか、10%がいいのか、そこまでは仮に行かなくても、目指すと。私も会社に勤めていましたので特に思うんですけど、事業主さんがいろいろやってくれば一番早いんですよ。それで、その力が非常に大きいというように思っていて、例えば、車もこれからは先ほども買い替えてどうかだとか、そういうようなあれが、かなり指導が生きてくるんじゃないか。だから、明日だとか、2010年がどうのということばかりじゃなくて、長い目で見たわけですね。

だから、一律に盛るんじゃないで、事業主さんの方から、どうしたら炭酸ガスを削減すると、車の台数を削減するんじゃないかという、車に関係する、そんなようなちょっと意味合いで、この前のあれがよくて、それで、小さいところでは、非常に事情のある企業さんはおいておいても、ある規模のところとか、そういうところはそういった義務付けたらどうなんでしょうかと。

企業でも確か先ほどちょっと温室効果ガスを減らすというのは、特に私は製造業だったので、もうなかなか難しいんですよ。それで、今そういうものを入

れたらどうかとか言うんですけど、やはりその（ISO）14000 の関連では、一律そういうものができるかどうかという話になりますので、そんなものから、ちょっとそういう思いをしたわけです。

高木委員長

ありがとうございます。今いただいた意見は、私は実は個人的には大賛成の意見だったんですが、いただいたものを検討会に持ち帰って、こういう意見がかなり強く出ていたけど、どうしようかということで検討をさせていただきます。ありがとうございます。

事務局

ほかにございますでしょうか。

県民

ちょっとお尋ねしたいんですけども、いろいろ見ていくと、規則で定める販売業者の問題でありますとか、すべてのという面で、すべてのとしていて、義務付けされているところと義務付けのないところがあるんですが、それはどういう形で区別しているんでしょう。

例えば、電気機器等というところで、特に電気機器販売業者に対してというのは努力義務で、規則で定めるという販売業者に対しては、義務付けがされているんですが、そこら辺はどうしてそういうふうに区別ができるんでしょうか。

高木委員長

すべてのというのは、まず全員の、例えば、電気器具を販売する方はこういう時代だから、今あなたが売ろうとしているものはこういうものなんだよということをきちんと把握していただいて、きちんと的確なアドバイスができるようになっていただきたいので、そういう書き方をしています。

義務付けになっているところは、一定以上の規模というのは長野県内で実際に考えると、電気器具を販売しているようなお店といっても、例えばヤマダ電機とか、コジマとか、そういうたくさん売っているようなところではなくて、本当にいろんなものを売っている中でエアコンをちょっと売っているというように、それこそエアコン1台、2台展示してあるような小さいところもかなりあると。そういったところに対して義務付けと言われても、すぐには対応ができないという意見がありまして、だから、とりあえずこの条例の中でいろんな項目にそういうような言葉があって、一定以上大きいところじゃないと義務付けを課さない。

例えば、エネルギーをたくさん使っているところは削減計画を出しなさいということを書いてあるんですが、それに対して、例えばお豆腐屋さんでお豆腐を作っていると、大変たくさんエネルギーを使っているけど、うちは要するに従業員は3人ぐらいしかいないんだから、そんなことを言われても困るというような意見も結構あって、だから、そういうようなところまで当面一気に義務付けというのはやはり無理があるだろうということで、非常にある程度以上人数がいて、こういう削減計画書を作りなさいと言われて、じゃ、この部署のこの人にやってくださいと言えれば対応できるようなところを取りあえずは対象として義務付けよう。

本当に家族でやっているようなところは、いきなりは無理だから、大きいところがある程度いろんなものを作ってきて、その例がたくさん出てくれば、その規模をだんだんだんだん下げていっても、先行事例をまねしていけば、ある程度のものは作れるようになるだろうし、こういうものを作ってくださいと

いうことを実際に定めるときでも非常に小さい会社に対してはこのぐらいのものというのも見えてくるんじゃないかということで、規則でというような書き方を書いているんです。

県 民

その規則というのは、誰が規則を作るんですか。

高木委員長

規則で、例えば何とか $k\theta$ 以上はどうかのこうのとか、書いてある、この規則はどうするんだということはあちこちで聞かれていて、本当はそれも込みで皆さんにお示しすべきなんだということはわれわれも百も承知なんです、とにかくこういったというのは何ですが、これを作るのは結構大変なんです。それで、細かいところまで目を通していくと、毎回毎回検討委員会で時間が足りなくなって、大幅に時間オーバーで、だから進めているんですが、残念ながらここまでのところで規則の中身、つまりどのぐらいのという具体的な数字、駐車場何台以上とか、というところまでの規則の数字にまで踏み込んでいません。それは申し訳ないとは思っているんですが。

それを、次回、たぶん12月5日のときに、そのことだけを、規則の数字を決める検討委員会を開いて決めようというふうに考えています。基本的な考え方は、今言ったような考え方で、家族経営の会社にまで義務化は行かないような、もうちょっと大きいところまで行かないような、本当にある程度その地域で、その地域の中心になっているような会社は当然引っ掛かってほしいけどというようなイメージで考えています。

県 民

厳しくやっていただきたいと思います。

高木委員長

ありがとうございます。

橋爪委員

条例と規則について、ちょっと県の方から説明していただいた方がいいんじゃない。条例と規則の関係を説明してもらった方がいいと思います。

事務局

それでは、法体系といいますが、その点についてちょっとお答え申し上げますが、国には法律というのがございます。その法律を具体的に進めていくものに政令というのがございます。施行令というんですけれども、その下に省令というのがございまして、ですから、法律の場合は3段階になっておりまして、だんだんだんだん細かくなって来るんですね。法律というのは、どちらかというと大まかという語弊がありますけど、大まかに定めておいて、その中でもう少し詳しくしたものが政令、その中をまたかみ砕いたものが省令という形になっているわけです。

県におきましては、一番上は条例でございますので、条例はこの要綱にのった形、全文が条例になるということはこの場では申し上げられませんが、その条例を作って、そこに非常に細かい部分、例えば、今委員さん方からおっしゃられました、例えば、駐車場の場合ですと何台以上持っているとか、あるいは、何㎡以上の駐車場を持っている方、あるいは、自動車保有者は、会社も、県もいっぱい車を持っていますけども、例えば1,000台以上とか、500台以上とか、そういう一定規模のものを決めるときに、条例の中にそれを入れてしまいますと、社会情勢変化や何かにおいて、しょっちゅう条例というのを変えていかなければならないという作業が出てきてしまいます。

それをなるべく避けるというようなことで、条例というのは基本的な部分を書いて、その下で、いわゆる制限を加えるようなもの、いわゆる数値的なものは規則という、それは取締規則とか、そういうものではなく、条例をいわゆる解説するような、中身をかみ砕いたものを、規則というのを作ります。

それで、県の場合ですと、その下に、これは法的拘束力はありませんけれども、いわゆる事務処理要領というような、これは市町村もご同様だと思いますけれども、そんな形で、その条例というものを機能させていくというやり方で今やっておりますので、従いまして、ここに一定規模うんぬんと書いてございますが、これについては規則の中で原油換算で何kℓ以上とか、あるいは、駐車場経営者は何台以上の駐車場あるいは何㎡以上の駐車場を営んでいる方と、あるいは、電気製品は何台以上とか、あるいは、許可面積が何㎡以上とか、そういうものを長野県の規則という中で決めさせていただく、こんな形になっていきます。

本当は全部入れたものを1つに作ればいいんですけども、そうしますと、例えば、国の法律が関係してくるような部分がありますと、法律が変わる度に条例というものも変えていかなければならない。この条例というのは議会の議決を要するわけでございます。規則というのは、知事の権限で議会にかけずに見直せるきまりですね。そういう形の中で、いわゆる議会というのは年に限られた回数しかありませんので、間に合う間に合わないというような問題がありますので、細かい部分は規則に入れさせていただいたということで、資料の最後の委任というところがあるかと思いますが、そこでその旨を記述、そういうことを言っています。

事務局

ほかにご意見・ご要望はございますでしょうか。

県民

マイクを使うと声が割れるようですので、なるべく大きい声を出します。

私は肩書がない市民で、 といいますけれども、肩書がない市民から見ると、この条例で県民の責務として、「ねばならない」というふうに言われますと、非常にショックを受けるところはあります。子供でも勉強しようと思っっているのに、「勉強しなさい」と言われるとしたくなくなる場合があります。大人だから、そんな子供のようなことを言うなというかもしれませんが、私は、責務は県とか事業者が担うべきもので、県民にはそうあってほしいという要望だろうと思うんですね。県の説明でも、お願いするというような言葉が出てきています。どうなんでしょう。条例である限り、「ねばならない」と言わなきゃならないんでしょうか。逆効果になりませんか。

つまり、県民がそういうことを一生懸命やろうというふうな気持ちにさせることが県の責務であると。そう考えてみますと、私は特に県及び市町村が行う教育活動が重要だと思うんですが、その部分に関するものは、私の印象では非常に弱いというふうに思うんです。5ページのところで、13の環境教育及び環境学習とありますね。それで、2行目に、学校、職場、地域、家庭と、こう並べてあるんですが、僕の理解では、学校教育と社会教育があると。社会教育というのは、主に公民館によって行われていると、そうだと思うんですね。

ところが、今日公民館でこのテーマについて講座、学習会を開いているところは極めて少ないか、ゼロといっているんじゃないでしょうか。推進員の方々は、恐らく公民館とか、そういうところに働きかけて、もっとそういうプログラムを取り入れてくれとおっしゃっているんですけども、実態として社会

教育はほとんど機能していないと思うんです。大人に対する啓発は大変大事だと思うんですね。

だから、それを進行するために県は何ができるかということをも具体的に考えていただきたいんです。例えば、県に生涯学習センターというものがあると存じておりますけれども、この生涯学習センターというのは市町村の生涯学習なり、社会教育を助長、推進したはずですね。ですから、県の生涯学習センターが何かできやせんか、そこをお考えいただいて、具体的に書いてみたらいいですね。

それから、どうなんでしょう。つまり市町村の教育活動の公民館活動が、もっとこの問題に真剣に取り組むように助長するという方策があるんでしょうか。県と市町村との関係で、県が指導するというものではないと思うんですけども、市町村を援助すべきだと思うんですけども、いかなる援助の手だてがありましょうか。

例えば、公民館等でこのテーマについて講座を組むときには、その講師謝金等を県からある程度支援するなんていうことはできないんでしょうか。私はあまりいい知恵を持っておりませんが、その啓発、教育の重要性、つまりやる気になって県民が取り組まなきゃいけないわけで、「ねばならない」という押し付けられたものじゃないと思っていますので、そこをどうしたらいいかというところです。

以上です。

事務局

それでは、その「ねばならない」の件でございますが、ご覧いただくと分かるかと思うんですが、この資料、総じてそうなっております。努力義務については「そうでなければならぬ」、義務付けについては「報告しなければならぬ」とか、全部「ならぬ」というふうになっています。それで、県の条例が全部そうなっているかといいますと、私はここに公害防止条例を持っているんですけど、公害防止条例は、すべて「すること」「すること」となるんです。

ですから「何々すること」「何々すること」、「何々をお願いする」という条例は私は今まで見たことがないんですけども、その辺については古くからのきまりといいますか、法律もそうだと思うんですけども、実はこの地球温暖化に関する地球温暖化対策推進に関する法律というのがあるんですけども、これも「ねばならない」「ねばならない」というのが非常に多いわけですね。そういうものを踏襲する中で、条例の部分もそうだったというのが現実だと思います。だんだん「ねばならない」が「すること」になったりというふうに変ってきてはいると思いますので、いずれにしてもこの条文の格好につきましても、県の法制当局、別のセクションがございますので、そちらと十分な詰めを行わなければならないと思いますので、そのご意見も踏まえながら検討していきたいなというふうに思っております。

県民

ほぼ了解しますので、くどく言うことはありませんけれども、もし義務付け、「ねばならない」のであれば、それは公的機関が負うべきものでしょう。県とか、市町村とか、そういうものですね。だから、県民に対して「ねばならない」という口調は、いかにも高飛車に聞こえます。自民党憲法改正草案が、「国を応援することは国民の責務とする」が、「責務とする」が「すべきであると」言われると、非常に反感を覚えます。国を愛そうと思っておりますが、なおかつ反感を覚えます。これは感情的なものかもしれませんが、ご一考ください。新

しい条例のスタイル、新しい言葉というものをおつくりいただくとありがたい。説明の趣旨は了解しました。条例とはそういうものだということは理解しました。

橋爪委員

非常に私たちが条例の審議をいろいろしている中で、県民が自覚をして行動してもらわないと、このことは進まないなということで、今までいろいろな情報がある程度人によって考え方は違ってきますけれども、今日ここに出てきていただいている方々は、たぶんかなりこういうことに関心を持っていただかなきゃ出てこないんですけれども、確かに教育だとか、そういうことはかなり一般的にいいなと、普及されていないなと、このことについて具体的にどうすればいいんだというアイデアがあったら、ぜひ出していただきたいというのが我々の考えなんです。

ともかく我々、あまり学校教育を入れる、学校では結構やっているんだけど、むしろ社会に出た大人たちがどうも問題ではないかなということと、それが1点と、もう1点は、大きな組織だとか、大きな会社というのはかなりやっていると。だけど、個人個人を見たときに、やはり分かるんだけど行動をしていないというのが今の実態なので、逆に言うなら、どういう表現をすればいいのかわかりませんが、分かっているから行動に変えていただきたいという、そういうことをぜひ進めていきたいなと思っているんです。

どういう表現がいいかというのは、ちょっとわかりません。いろいろなところで、私も地球温暖化についていろいろなアンケートをやります。そうすると、大体会場にいる人たちの97~98%は温暖化については理解しているんです。だけど、具体的に行動していますという人は数%です。これが今の現状だと私は思います。

そうはいつても、企業だとか、そういう団体というのは組織で動いているので、組織の指示系統でそれで動いていくものですが、個人の我々が、組織が一市民となったときに、県民となったときに、やっぱりその辺の自覚と行動というところが今後大きなポイントになるかと思っています。

ご存じのように、この条例というのは6%、京都議定書の6%なんですけども、6%は入口であって、これをさらに続けていかなきゃ、何か達成して終わりというものではないので、非常にその辺のところは今おっしゃられた啓発、教育だとか、そういうことは非常に重要だと思いますし、県民個々の行動が重要だというのは、我々の中では議論しております、順番も県民の責務、事業者の責務と、順番を、これ、非常にそういうことを意識して順番を入れました。県民というのは、事業者も県民じゃないかといったら、それはそのとおりなんですけども、やっぱりこの問題についてはぜひ我々、分かるから行動に移していくところにどのようにやっていくのかということは非常に難しいなと思っています。そんな形で、いろいろアイデアがあったら出していただきたいと思っています。今の公民館での社会教育というのは、非常に今まで議論で出なかったものだったので、ありがとうございました。

宮本委員

宮本と申します。よろしくお願いたします。

ほかの会場でもちょっと出たんですけど、後の16ページの48番に、推進体制のところ聞き慣れない言葉、一般の方にはまだ聞き慣れない言葉だと思うんですが、ここに来ていらっしゃる方はもう十分ご承知おきだと思っております。長野県地球温暖化防止活動推進センターとか、地球温暖化防止活動推進員

とか、地域協議会とか、こういう組織があるということもこれからは十分PRしていくのが重要かなと思っております。

また、それで、ここで活動する推進員も、まだどうやって活動しているかという手探りの状態ですので、今、橋爪委員がおっしゃられたように、いろいろアイデアを皆さんと一緒に考えながら進めていけたらいいなと思っています。せっかくこういう組織がありますので、こういうものも生かして公民館活動とか、学校教育に充てていけたらいいなと思っておりますが、いかがでしょうか。

事務局

先ほど市町村等の、当初、さっき言ったような話、生涯学習センターを活用するような話でした。例えば、この冊子の一番最後の方に、地球温暖化防止活動推進員さんという方がいらっしゃいます。この方たち185名いらっしゃいまして、講師としてボランティアでご参加いただいているような形になっていきます。県も出前講座ということで、県職員でよろしければニーズにお応えして、各地区お訪ねすることができます。

それぞれのところに、例えばまちづくりとか、いろんなところで講師の謝金まで面倒見てくれるシステムがいくつかあります。ただそれがそのテーマと合致するかどうかという部分まではちょっと承知しないものですから分かりませんけれども、何かご相談いただければ、担当がこういうテーマでということであれば、心当たりを探して、そういったこともできるか、また検討してみたいと。ですから、全く道が閉ざされているということではないということでご理解いただきたいと思います。

あと、市町村教育との関係でありますけれども、県の教育委員会の方の義務教育課とかがございます。私どもの方でもやはり環境教育というのは進めなさいいけないところで、口の悪い人が言うと、子供とおじいちゃん、おばあちゃんはやるけれども、今担っている世代は、楽しみというか、豊かな生活に溺れていて、振り返らないというようなことを言います。

学校ではということになると、ただ今、指導要綱の中には環境学習の時間というのがないそうです。ただ環境教育というのを全体でくるんでいるんだと。全体を環境教育という概念でくるんでいるんですよという言い方をします。ですから、時間がないというのはちょっとおかしいんじゃないのという話で、また、それは教育委員会とも話し合いを、これからもまた持ちますけれども、今はそういうことで、環境学習の時間2時間とか、3時間とやればいいんですけれども、ないということなものですから、現場の先生方もどうしていいか分からない、どうしたらいいか分からないとか、いろいろな声が上がっております。ですから、そういった部分、この県の地球温暖化防止活動推進センターというものは県の環境保全協会というところにあるんですけれども、そこでも小学校用の教材ですとか、中学校のスライドのようなものとか、数を出しております。ですから、こういったルートと連携しまして、教育委員会とも併せて一番戦力になるのは子供たちということで、また働きかけをしていきたいと思っております。

事務局

ほかにご質問、ご要望、ございますでしょうか。

県民

諏訪の といいます。

一番最初の、説明会の際の面的利用についてということでご質問させていただいて、何らかの形で反映させていただくというようなお話だったんですね

れども、それは今回どういうふうになったでしょうか。

高木委員長

すみません。いただいた意見というのは数百件に及んでいるので、面的利用というのは、具体的にどういう趣旨でしたか。

県 民

要するに、エネルギーを減らせれば、地球温暖化を抑えることができるというふうな話で、それで、例えば、1つの重油とか、灯油でボイラーを燃やしているという、それがある程度老朽化してきて、これを使うのをやめて、隣の工場から熱をもらいましょうとか、そういう考え方をしたときに、ある程度ロスが減ってくると思うんですね、うまく利用できてくると。そういう意味では、それも1つの温暖化防止の効果になるのではないかというふうに、そういうことで面的利用ということでございますけど。

高木委員長

お話の趣旨は分かりました。いただいたご意見に関しては、私たちは理解をしているんですが、それを条例の中で生かすとしたら、要するにエネルギー削減のために計画を立てる、作っていただく。例えば、県なら県の方が、この工場、あんたの周りの工場の熱を使えばいいじゃないというのをいちいち言うていくことは不可能ですので、計画を立てていただいたものに対して、例えば、近隣の工場で、ある一定のエリアで工場の中でエネルギーを有効利用するような方法を、システムをつくるとしたらどのような支援ができるのかということについて、県と工場との間で協議をしていくという、その流れはできているつもりなんですね。

例えば、ある工場と隣の工場がどういうふうにするということは、条例の中には直接は書いていませんが、もし事業者の計画として一定のエリアの中の工場なら工場団地の中で熱をどういうふう利用していったらいいのかという、面的に利用してどういうふうにしていったらいいのかというような計画が出てくれば、それをサポートしていこうというような形になっていくと。

同様のことは、家庭のエネルギーでもあり得るわけで、特にガスを利用した燃料電池なんかが、今普及をさせようとして始まっているわけですが、ああいった場合でも、熱として得られるエネルギー、電気として得られるエネルギーのバランスが、普通の家庭で考えるとあまりよくないんですね、ちょっと熱が多過ぎるというようなことがあって。そういうようなときでも、例えば、隣のうちのお風呂もうちで沸かしてあげるから、その分だけお金ちょうだいみたいなシステムをガス会社の方も考えているようですし、今はまだまだ燃料電池、そんなに台数があるわけじゃないので、いちいちそんなことはここには書いていませんけれども、それが非常に普及してきて、しかもそれがうまくいくなというようなことが出てくれば、もうちょっと細かい部分で検討できるのではないかなというふうには考えています。

何かあまりいい答えではないと思いますが、今言ったように、計画を出していただいたときに初めて使うというのではないかなというふうになっていきます。

橋爪委員

非常に具体的な話でいいと思うんですけど、我々も議論したんですけど、県が率先して何かある地域で、今言ったある地域で面利用したような、そういうところを、熱の面利用を考えたようなことを何か、できたらそういう形で施策を打ったらどうかとか、そういう話の1つかなと。我々も、先ほどの燃

料電池にしても、長野県の場合にはバイオマスというような形で、非常にいろいろ大きなエネルギーがあるので、それを使えるような形のことをやらなきゃいけないんじゃないかなと。むしろそういうことを見せなきゃいけないんじゃないかという議論はさせていただいておりますので、それが研究何とかという話になっているわけなんですけれども、今後、それがやっぱり見えてこないと、ただただ我慢をする、いろいろやっていくんじゃないかと、やっぱり長野県独自のエネルギー源を使った、そういう長野県独自のやっぱり先進的なそういうものをやるということが重要じゃないかなというふうに思っているんです。ありがとうございました。

事務局

東京なんかでビル間の熱の交換ですとか、あと、NEDOが絡んでいたのか、設置とかはちょっと忘れちゃったんですけども、言われたように、ほかのビル、工場での廃熱を利用するという、これはもう取り組みは始まっております。ですから、ただ長野県の場合にそういうところがたくさんあるのかどうかという部分もはっきりしておりませんので、また施策部分というのはまた検討させていただければと思います。

しかし、施策の部分ではもう動きだしている部分、結構情報としては入っておりますので、全く奇想天外な発想で取り入れられないという趣旨のものではございませんので、それらも念頭に置いて検討させていただきたいと思えます。

県民

廃棄物の発生抑制等による地球温暖化対策のところですけども、廃棄物条例ですか、今作っている最中でしたっけ、それとの関連というのは、ここで、16ページにあるところでは、具体的に書いてはいないですね。「発生抑制、再使用及び再生利用その他資源としての有効利用に努めなければならない。」だけで、取り立てて何かやるようには書いていないんですけども、これは、そっちができてからまた検討するということですか。ではなくて、こことしては、温暖化対策として何をするという、具体的には言えないということなんじゃないでしょうか。

例えば、あるべく焼却しないとか、そういう方針を県は前新聞で取っていたと思うんですけども、そうすると、今どうしても市町村でごみを燃やしたりするとき、今、国の方針では溶融炉、ガス化溶融炉の方に行っていますけれども、それは、例えば、地球温暖化対策にとって、今までのストーカ方式と比べてどうなのか。そういう研究と方針というものを県としてある程度持っていていっしょなのかどうかとか、そういったようなことを知りたいんですけど、市町村レベルでは具体的に差し迫ってそのことが重要な問題になってくるわけですから。

それから、もう一つは規模の問題もあるんですけども、どういう規模でつくるかというようなことが、県としてはどういうふうに、ここではどういうふうに扱うつもりかお聞きしたいんです。

事務局

廃棄物の話は廃棄物対策課というところで専門に検討しておりまして、条例案ということで、できるだけ出さないとか、埋め立てないという、そういう理念に基づく条例案を今検討して、皆さんからご意見をいただいたところでございます。

こちらでは、サイドとすれば、例えば、焼却炉の問題も、ダイオキシンの問

題などがあって、各家庭で燃やしてくれという家庭用の焼却炉を助成金を出してやっていたりしたのが、高温で24時間フル稼働にさせなきゃいけないということで、スケールをでかくしないと燃料が足らんというようなことで、方針が変わってきておりますけれども、そういったことはさておいて、こちらの方はあくまでも温室効果ガスの排出抑制のために廃棄物をどうするだということを経営的な概念とすれば、3R、リデュース(Reduce)、リユース(Reuse)、リサイクル(Recycle)、ここの部分を皆さんに尊重していただいて、また、その他資源としての有効活用にも努めてくださいねという部分でとどめて、廃棄物問題は産業廃棄物と一般廃棄物と、あるいは、資源として活用してどうやってやっていくかという問題もございますので、専門でやはり、できれば条例ができたときにお任せしたいですし、施策的な部分については廃棄物対策課の、条例ができる、できないに関わらず、検討してこうやって進めていきますということをやっておりますので、ここではそちらの方にお譲りをさせていただくと。ただ条例ができたときには、先ほどの森づくりと同じように、その条例との関連について書くような形で、この表現が変わる可能性がございますということでご理解いただきたいと思います。

ですから、踏み込むとどちらの条例が分からないというような話もあるかもしれませんが、根本的な考え方だけ触れさせていただいて、専門の方に専門的なものはお譲りさせていただきたいということで進めさせていただいております。

事務局

ほかにございますでしょうか。せっかくの機会ですので、委員さんもお見えになっておりますので、何なりとご意見を、ご要望を出していただければと思うんですが、どうでしょうか。

県民

では、重ねての発言で恐縮ですが、私が素人としてうかがった印象では、こういう条例というのは、これまでそれこそ禁止事項が多くて、それこそ「ねばならない」「してはならない」ということが多かったんですけども、この条例では、むしろ「してほしい」とか、「やるべきだ」という感じがありまして、大変いい方向の条例だとは思っています。けれども、この条例が守られるためには、あめとむちがやっぱり必要なんだと思うんですが、「あめ」というのは表彰状のことらしくて、それから、「むち」というのは公表という2つだけですね。もう少し実態のある誘導というのはできないものでしょうか。

例えば、森林に関するところがあります。これも森林行政との絡みがあって、こんなに簡単になっているんでしょうけれども、私、小さい山のオーナーとして一番悩んでいるのは、やっぱり手入れができないんです。こっちが老化して、労働力もなくなって、もうこの5年来放りっぱなしです。何をやってほしいかということ、その森林の整備に対する援助ですね。それは、森林行政でたぶんなさっているんだと思うんですけども、例えば、そのような誘導の仕方、何かないんでしょうかね。

例えば、なるべくCO₂を出さない自動車を買うべきだと言われても、それは経済の論理としてユーザーはそうしているだけの話だろうと思うので、それを自覚せよというご趣旨かもしれないけれども、もしそれをすれば税制に優遇すると、もう既に出されていると思いますけれども、さらにプラスとして県として何か実利を持っていただくことはできないんでしょうか。

この条例全体が、どうも非常に、いい意味で言うと精神を高揚させようとし

て、モチベーションを上げようとしているんだけど、何もご褒美がないということもあるので、そういうことはできないものではないでしょうか。県に金がないからしないのか、あるいは、この条例の精神としてそんなプラクティカルなことはやるべきでない、採用すべきでない、もっと高尚な理念、理想でやるべきだ、こういう考え方で、なるべく実利的な褒美は出さんということなのか、どういうことでしょうか。

高木委員長

私自身この条例の検討委員会の委員をやってほしいという話を受けたときに、それをやりたかったです。いかにして経済的なバックアップをするのか。こう言ったら何ですが、温室効果ガスにまるっきり無神経な人達からいかに金を取るか。無神経な人から頑張っていく人に回すシステムをどうやってつくるのか。

ただそれが一切入っていないのは、結局税制度に手をつけることになりまので、税制度に手をつける場合というのは、大体ほかのものでもそうらしいんですが、2～3年かかりますということを言われました。

つまり、この条例を税制度のことに入れるがために、2～3年遅らせて発効させるのか、それとも、今そのことは一切触れずに決めて、2～3年後に見直すのか、どっちがいいんですかというような形になりまして、そうすれば、やっぱり今作って、どっちみち見直すというのを入れていますので、見直す時期はいつなのとあって、例えば10年後で京都議定書も何もかも終わった後とかはあり得ないと私は考えておりますので、当然たぶん数年後には見直すだろうから、この中で税制のことはちゃんと研究を続けてくださいよということはお願ひしておいて、今おっしゃったことをぜひ見直しのときには入れていただきたいということは検討会の委員ほとんど全員の共通した認識として持っております。残念ながら今回は入れることができなかったということです。

事務局

私有林のお話が出ましたけれども、私もちょっと今日は資料を持ってこなかったのですが申し訳ないんですけども、ことしから民有林、荒れてしまって手のつかないものを県が代行して整備する制度ができたと思います。今後10年間で4分の1ぐらいの民有林をそういう形で整備していくという、確かプランだったというように耳にしておりますので、ちょっとうろ覚えで申し訳ないんですが、県のホームページの森林の部分をご覧いただいたりしていただければ、そういうふうに本当に荒れちゃって困っている部分がありまして、所有者がどこにいるのかも分からないというようなものも実態としてあるということで、このままじゃいけないというところで立ち上がった事実がありますので、その辺をちょっと、例えば、地方事務所の林務(課)にお伝えいただくとかしていただければ分かると思いますけど、そういう形で動いております。

高木委員長

県民1人1,000円の税金を取られて、それで、長野の森を守っていこうというような趣旨であったかと思ひます。私たちも自動車1台1,000円ということだったんですが。

事務局

ほかにございますでしょうか。一応予定しております時間は4時までということですので、まだ10分以上ありますので、多少のオーバーはオーケーだと。

県民

条例のことではないんですが、食料品が自給率が ないので、あと、

部分がちょっと聞いてみたら、そういうところに何とか、要するにいろいろして、ほとんど損をしていると思うんですね。あと、というか、けれども、って、そういうように、何でもそういう自然のものを使っていきたいと考えているんですが。そういうふうにしたいと思うんですが、と、あと、やっぱり要するに必要最低限で、それをどの程度にするかということだと思うんですね。それで、あと冠婚葬祭のときにまで自分でもし主催するんだっただけでできると思うんですが、そうじゃなく。そういうときはどういうふうに対処していったらいいんですか。

宮本委員

私も一主婦で、いつもそういう目で、自分では気を付けていても、自分の物差しでは、全員の県民の方は測れないなと思うんですけど、やはり自分でいいと思ったことは足元の活動ですけど、地道にこつこつとやっていくと、が賛同してくれて、その輪が広がって、確実に広がっていくと思うんですね。で、悪いことは淘汰されると思っています。

ですから、これは地球環境にいいものだなと思ったことは、ぜひ続けて広めていっていただきたいなと思っています。本当にささやかな足元の、例えば、私たちが買い物に行くとき、買い物袋を持っていく。大したことはないと思うんですけど、レジ袋をもらわないという、1枚のことでCO₂を削減することに貢献しているということを知って、知るということは一般の方はあまりそんなことを考えてやっていないと思うんですけども、これからはそうやってPRしていく人も必要だと思います。

ですから、ここに来ていただいている方はもう十分こういう活動に熱心な方だと思っておりますので、ぜひそういう活動の輪を広げていっていただければいいかなと思っております。

あまり無理しているんなことまで手に付けると、本当に神様のような暮らしになって、外国の、今日も車の中で聞いていたんですけど、マンゴーとパイアは絶対食べなくて、リンゴだけ食べているとか、秋はリンゴだけ食べて、夏はスイカだけ食べるとか、そんな偏った生活ではなくて、ある程度は楽しみも欲しいと思います。だから、CO₂の削減につながるような活動は、楽しみながらやっていけたらいいんじゃないかなと、一主婦として思っております。

黒沼委員

あと、職場の方の問題を循環型社会を定着させた、それを条例の中でなぜいけないかということだと思んですが、それを条例化するということはなかなか難しいと。やっぱりそれは私たちも基本的な生活がありますので、それは重要な課題ではありますよね。だけど、この条例の中に盛り込むことは大変難しかったということなんです。

ですので、その人間社会において地元産ですか、産地地消であるということは、これ、重要なテーマですので、これは環境学習、環境教育の中にも、県はあるいはプログラムの1つとして今後入れていくという、そういうことになるかと思います。

事務局

ほかにございますでしょうか。

県民

自販機に関する書き方というのは非常にマイルドで、遠慮しながら書いているような印象が僕にはあります。1台年間1,000円の環境税で環境対策に回す

ということは、これは条例として不可能なんですか。つまりそんなことを作る権限は条例にはない、あるいは、そういう議論にはならないということなんですか。自販機に対する年間1,000円の環境税を課することはできないのか、条例で。これは暴論ですか。全くそんなことはあり得ないのですか。

事務局

できないことはないかと聞かれれば、条例が、そういうことはできるかもしれませんが、ただそれは、業者さんとの協議を十分に重ねないと無理になってしまいますので、いわゆる税というのは、やはり公平な負担ということですので、そういうところを するというわけにはいきませんので、その主の目的をはっきりとさせて、ほかに手段があるのか、ないのかという、先ほど委員長からも話がありましたように、税制を変えるときは本当にものすごく時間がかかるんですね。国の環境税も確か私の知り得ている範囲では来年に関しては見送られたということになっていますね。

従って、ものすごく時間がかかる内容なものですから、これは、この条例の中でも税制とか、あるいは、研究部分については、順次やっていくということでこの記載を残してあるわけでございまして、そういう中で県民の皆さんからお声が上がれば、そういうことを引き続き検討していくと。

従って、森林環境税とか、そういうような話も今現実に税制で検討はされています、いくつかの内容についてですね。ただなかなか結論が出ないということです。今あるのは、課税をするというよりは、例えばNPO法人、これをどう活性化といいますか、育成するために、減免という制度を取っていますけれども、これは、NPO法人もいわゆる人格を持っていますので、そういう意味では法人県民税なり、市町村でもそうだと思いますけれども、市民税なり、の均等割というもののできるものがありますから、県の場合はその均等割の納税を減免をしている。そういう部分というのが、ある部分やりやすいと言うと、ちょっと語弊がありますが、いただくよりも、こうやるとうまくいくというような。

ただやはり税というのは皆さんから平等にいただいて、それで、施策の中でフィードバックしてくるというのが、私個人的にはそれが一番公平だと思いますね。そんな部分もいろいろありまして、やはり関係団体、市町村も含めて業界の皆さんからも十分なご意見をいただかないと、拙速にこれはできないということですので、検討もしておるといって、今後引き続きやらせていただきたいと思います。

宮本委員

今、自販機とおっしゃったものですから、自販機の業界の方のお話を聞いたときに、これは日本の電気の使用量の1%に満たないものを何で目の敵にするのかというような意味合いのことをおっしゃられたんですけど、やはりみんなで穏やかに考えていかなければいけない問題だと思うんですね。

ですから、地域協定という考えが入っていますけれども、もし必要があれば、そこは必要じゃないんじゃないかなというところがあったら、それなりに問題を提起していただいて、地域なり、市町村とか、自治体とか、大きさは決まっていなくても、提起していただいて、十分事業者の方にも納得していただいて、何かうまい方法を考えていく、そういうような持ち方で取り組んでいくのが最初じゃないかなと思っております。

高木委員長

今、協定の話が出てきましたけど、自動販売機と24時間型営業というもの

に関しては協定をというようなことを言っていて、要するに、例えば、今自動販売機が既に営業している、動いているところに対して自動販売機は要らないよと協定するのはなかなか難しいわけですが、今自動販売機がないところに対して、自動販売機をここに設置するのはやめようよというのは、地権者の方が、やっぱりそこにお住まいの方がそうやって決めてしまえば、それで決まっちゃうわけですね。そうすると、そこではもう入ってこない。24 時間も入ってこない、ともすれば。

そういうふうを広げていったり、あるいは、今自動販売機、入れたばかりだから、ちょっとこれはすぐやめられないという方がいたら、新たな設置はしないみたいな協定だってあり得るし、だから、これ以上台数を増やさないとか、台数を半分にするというのはなかなか、自動販売機とかを持っていらっしゃる方は難しいでしょうから、これ以上増やさないと。すごく儲かっていれば、「嫌だ、増やしたい。」という人もいるかもしれないけど、そんなに儲かっていなければ、皆さん、そうおっしゃるのならいいですよということも十分あり得るし、24 時間営業に関しても、要するに、夜中の営業ですごく儲かっているオーナーさんだったら、「絶対嫌だ、24 時間やるんだ。」と言うでしょうけれど、いろんなところで話を聞くと、あまり儲かっていなくて、はっきり言ってつらいというオーナーもかなりいらっしゃるんですね。

例えば、それを、その方を一緒に巻き込んで、このエリアでは 24 時間営業はやりませんということ協定を結んでいただければ、要するにオーナーとしてはフランチャイズチェーンの大元のところに、こういう協定が結ばれてしまったので、私のところでは 24 時間営業はできなくなりましたという広告をすれば済むことになりますので、そうすると、ひょっとしたらそのオーナーの人にとっても、ある程度お年の方が夜中の 3 時、4 時に仕事をされるのはつらいわけですから、かえって助かるかもしれないということもあるので、この協定というのは非常にあいまいですし、あれなんですけど、うまく使うとすごく武器になる可能性は、私はあると信じて、これを入れさせていただいたものなので、その辺をご理解いただいて、ぜひ地域の方と、こんなものを使って、こういうことができないかとかということをお考えいただけるといいのではないかなと思います。

事務局

ほかにございますでしょうか。ぴったり 4 時ということになっておりますが、この場でぜひというのがあれば、お願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

では、この場での説明会での質疑というのは一応出尽くしたという形で捉えさせていただきますが、ただまたうちへ帰ってから意見が出てきたとか、言い足りなかった部分があったとかということがございましたら、12 月 2 日までパブリックコメント、この要綱に対するパブリックコメントを募集しておりますので、ぜひメール、それからファクス、それから手紙等でお寄せいただければ、次回の方のまた検討会に検討していただくことができますので、そういう方向を利用していただきたいと思います。

それでは、長時間にわたりまして大変ありがとうございました。これにて説明会を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

(議事録中の 部分は確認できなかった部分です。)